

第180回 定時株主総会招集ご通知

開催日時 平成30年3月27日(火)
午前10時(受付開始午前9時)

開催場所 東京都中央区京橋二丁目2番1号
当社29階会議室

開催日が前回定時株主総会開催日(平成29年6月29日)に相当する日と離れておりますのは、第180期より当社の事業年度の末日を3月31日から12月31日に変更したためであります。

目次

第180回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 株式併合の件	
第3号議案 取締役14名選任の件	
第4号議案 監査役1名選任の件	
(添付書類)	
事業報告	19
連結計算書類	47
計算書類	51
監査報告書	55



株主のみなさまへ



代表取締役社長
グループCEO

北川 克己

株主のみなさまには、平素から格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、東洋インキグループは、従来4月からであった会計年度を1月からに変更するとともに、新たな長期構想“Scientific Innovation Chain 2027 (SIC27)”を掲げました。

そして、SIC27の第1段階として2018年度/第181期より中期経営計画“SIC-I”をスタートいたしました。

東洋インキグループは、2027年までの10年間を通じて、事業活動を通じて生活者・生命・地球環境の課題解決に貢献してまいります。

株主のみなさまには、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成30年3月

※ Scientific Innovation Chain (サイエンティフィック・イノベーション・チェーン)・・・「技術・製品」「ビジネスモデル」「ネットワーク」「モノづくり」「経営基盤」の5つの基軸において、革新的に発想し、科学的に実行していき、その連鎖によって持続的に成長できる企業体質に変革することを目指す、東洋インキグループの新たな企業活動コンセプト。

東洋インキグループの理念

経営哲学 人間尊重の経営

経営理念 私たち東洋インキグループは、
世界にひろがる生活文化創造企業を目指します。

世界の人びとの豊かさと文化に貢献します。

新しい時代の生活の価値を創造します。

先端の技術と品質を提供します。

行動指針 顧客の信頼と満足を高める知恵を提供しよう。

多様な個の夢の実現を尊重しよう。

地球や社会と共生し、よき市民として活動しよう。

株主権を尊重し、株主価値の向上に努め市場の評価を高めよう。

株 主 各 位

東京都中央区京橋二丁目2番1号
東洋インキＳＣホールディングス株式会社
代表取締役社長 北川 克己

第180回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第180回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。以下のご案内に従って平成30年3月26日（月曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙にご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合】

4頁記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、上記行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年3月27日（火曜日）午前10時
（開催日が前回定時株主総会開催日（平成29年6月29日）に相当する日と離れておりますのは、第180期より当社の事業年度の末日を3月31日から12月31日に変更したためであります。）
2. 場 所 東京都中央区京橋二丁目2番1号 当社29階会議室
3. 目的事項
- 報告事項
 1. 第180期（平成29年4月1日から平成29年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第180期（平成29年4月1日から平成29年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 株式併合の件 |
| 第3号議案 | 取締役14名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
2. 書面による議決権の行使とインターネットによる議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効なものとしたします。
3. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://schd.toyoinkgroup.com/ja/ir/archives/mtg.html>）において掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
4. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://schd.toyoinkgroup.com/ja/ir/archives/mtg.html>）において、修正後の事項を記載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会参考書類（5頁～18頁）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また第180回定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

株主総会開催日時 平成30年3月27日（火）午前10時

株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返信ください。

行使期限 平成30年3月26日（月）午後5時



インターネットによる議決権行使（詳しくは右頁をご覧ください）

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、議決権をご行使ください。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

行使期限 平成30年3月26日（月）午後5時

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使に際しては、以下の事項をご了承のうえ、ご行使ください。



1 議決権行使ウェブサイトについて

- インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスのうえ、議決権をご行使ください。
- インターネットによる議決権行使は、株主さまのインターネットご利用環境等によっては、ご利用できない場合もございます。

2 議決権行使方法について

- 議決権行使ウェブサイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力の上、「ログイン」ボタンを押してください。
- パスワード認証の画面となりますので、議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力の上、「次へ」ボタンを押してください。なお、初回ログイン時には、パスワード変更画面に遷移いたします。
- 「賛否入力欄」および「行使用のボタン」がございますので、〈ご注意〉の内容をご確認のうえ、ご利用ください。

3 重複して議決権を行使された場合のお取り扱い

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
- インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効といたします。

4 その他

- インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主さまのご負担となります。

インターネットによる
議決権行使に関する
お問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
0120 (652) 031 (受付時間：9:00～21:00)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社「IC」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の配当につきましては、長期的に持続可能な経営基盤の確保に努めながら、安定的な配当の継続を重視することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記の基本方針を踏まえたうえで、当期の業績および経営体質の強化、将来の事業展開等を勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金8円 総額2,335,434,568円

(注) 中間配当を含めた当期の年間配当は、1株につき金16円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年3月28日

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、平成30年2月14日開催の取締役会において、本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、当社株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更することを決議いたしました。併せて、当社株式につき、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）に調整するため、株式の併合を実施するものであります。

2. 併合の割合

当社普通株式について5株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、併合の結果、1株に満たない端数が生ずるときは、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式の併合がその効力を生じる日

平成30年7月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

160,000,000株

5. その他

その他手続き上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

<ご参考>

本議案が原案どおり承認可決された場合には、平成30年7月1日をもって、当社定款の一部が以下のとおり変更されます。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>800,000,000</u> 株とする (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>160,000,000</u> 株とする (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。

第3号議案 取締役14名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（14名）が任期満了となりますので、取締役14名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名		就任期間	現在の当社における地位	取締役会出席状況
1	佐久間 國雄	再任	23年 9ヶ月	取締役会長	100% (13/13回)
2	北川 克己	再任	12年 9ヶ月	代表取締役社長	100% (13/13回)
3	山崎 克己	再任	10年 9ヶ月	専務取締役	100% (13/13回)
4	青山 裕也	再任	8年 9ヶ月	専務取締役	100% (13/13回)
5	宮崎 修次	再任	9年 9ヶ月	常務取締役	100% (13/13回)
6	高島 悟	再任	4年 9ヶ月	常務取締役	100% (13/13回)
7	足立 直樹	再任	9年 9ヶ月	取締役	92.3% (12/13回)
8	甘利 公人	再任	2年 9ヶ月	取締役	92.3% (12/13回)
9	木村 恵子	再任	1年 9ヶ月	取締役	100% (13/13回)
10	平川 利昭	再任	4年 9ヶ月	取締役	100% (13/13回)
11	井出 和彦	再任	2年 9ヶ月	取締役	100% (13/13回)
12	濱田 弘之	再任	1年 9ヶ月	取締役	100% (13/13回)
13	中野 和人	再任	1年 9ヶ月	取締役	100% (13/13回)
14	酒井 邦造	新任	-	-	-

候補者番号

1

さくま
佐久間くにお
國雄

生年月日

昭和19年8月21日生

再任

所有する当社の株式数

259,100株

取締役会への出席状況

100% (13回/13回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和43年4月	当社入社	平成22年6月	同社社外取締役（現在に至る）
平成6年6月	当社取締役	平成23年4月	当社代表取締役会長
平成9年6月	当社常務取締役	平成27年6月	当社取締役会長（現在に至る）
平成12年6月	当社代表取締役社長	平成28年6月	トッパン・フォームズ株式会社社外監査役
平成15年6月	トッパン・フォームズ株式会社社外監査役		
平成18年6月	凸版印刷株式会社社外監査役		凸版印刷株式会社社外監査役

重要な兼職の状況

凸版印刷株式会社 社外取締役 トッパン・フォームズ株式会社 監査役

取締役候補者とした理由

佐久間國雄氏は、平成12年に当社代表取締役社長に就任以降、長年にわたり強いリーダーシップを発揮し、当社における経営全般の業務執行と監督機能を担うほか、当社グループ関連業界団体の会長職を務めるなど、当社グループのみならず当社グループ関連業界全体の更なる発展に貢献しております。今後も当社の取締役としての職務を適切に遂行し、当社の経営全般の監督機能を担っていただくことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

きた がわ かつ
北 川 克

み 己

生年月日

昭和28年9月26日生

再任

所有する当社の株式数

131,000株

取締役会への出席状況

100% (13回/13回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和52年4月	当社入社	平成17年6月	当社取締役
平成12年5月	当社社長室長	平成20年6月	当社常務執行役員
平成14年3月	当社ケミカル事業本部高分子事業統括部川越製造所長	平成21年4月	当社取締役副社長
平成16年3月	当社色材事業本部副本部長兼着色事業部長	平成21年6月	当社代表取締役副社長
平成16年6月	当社執行役員	平成23年4月	当社代表取締役社長（現在に至る）
		平成26年4月	当社グループCEO（現在に至る）

取締役候補者とした理由

北川克己氏は、平成23年に当社代表取締役社長に就任以降、強いリーダーシップを発揮し、当社における経営全般の業務執行と監督機能を担い、また、平成26年からはグループCEOとして当社グループ全体の業務執行と監督機能についても担っております。今後も当社の取締役としての職務を適切に遂行し、当社の経営全般の監督機能を担っていただくとともに、当社グループの企業価値向上を牽引していただくことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

やま ざき かつ み
山 崎 克 己生年月日
昭和28年2月28日生

再任

所有する当社の株式数

73,000株

取締役会への出席状況

100% (13回/13回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和50年4月	当社入社	平成20年6月	当社印刷・情報事業本部長
平成15年9月	当社カスタマー・ネットワーク本部凸版事業部長	平成21年4月	当社専務執行役員
平成16年6月	当社執行役員	平成23年4月	東洋インキ株式会社代表取締役社長（現在に至る）
平成19年6月	当社取締役	平成24年6月	当社常務取締役
平成20年6月	当社常務執行役員	平成27年6月	当社専務取締役（現在に至る）

重要な兼職の状況

東洋インキ株式会社 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

山崎克己氏は、主に印刷インキ事業の営業・企画部門の要職を経て、平成19年に当社取締役に就任以降、パッケージ関連事業、印刷・情報関連事業の分野に関する高い能力と専門性をもって業務を執行するとともに、当社の経営を監督しております。今後も当社の取締役としての職務を適切に遂行し、当該分野に関する知見を当社の経営監督機能に活かしていただくことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

あお やま ひろ や
青 山 裕 也生年月日
昭和31年4月2日生

再任

所有する当社の株式数

54,000株

取締役会への出席状況

100% (13回/13回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和54年4月	当社入社	平成23年7月	当社人事・財務・総務・広報・監査室担当（現在に至る）
平成13年2月	当社人事部長	平成25年6月	当社常務取締役
平成19年6月	当社執行役員	平成27年6月	当社専務取締役（現在に至る）
平成21年6月	当社取締役		

取締役候補者とした理由

青山裕也氏は、主に人事部門の要職を経て、平成21年に当社取締役に就任以降、人事戦略および財務戦略に関する高い能力と専門性をもって業務を執行するとともに、当社の経営を監督しております。今後も当社の取締役としての職務を適切に遂行し、当該分野に関する知見を当社の経営監督機能に活かしていただくことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

みやざき しゅうじ
宮崎 修次

生年月日
昭和30年5月26日生

再任

所有する当社の株式数

40,000株

取締役会への出席状況

100% (13回/13回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和55年4月	当社入社	平成27年6月	当社常務取締役（現在に至る）
平成18年6月	当社技術・研究・開発本部長	平成27年6月	当社品質保証・生産・環境、調達、企画原価担当
平成18年6月	当社執行役員	平成28年6月	トーヨーカラー株式会社代表取締役社長（現在に至る）
平成20年6月	当社取締役		
平成24年4月	トーヨーカラー株式会社代表取締役社長		
平成26年4月	当社技術・研究・開発、法務担当		

重要な兼職の状況

トーヨーカラー株式会社 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

宮崎修次氏は、主に技術・研究・開発部門の要職を経て平成20年に当社取締役に就任以降、技術・研究・開発分野および生産管理分野に関する高い能力と専門性をもって業務を執行するとともに、当社の経営を監督しております。今後も当社の取締役としての職務を適切に遂行し、当該分野に関する知見を当社の経営監督機能に活かしていただくことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

たかしま
高島

さとの
悟 生年月日
昭和35年4月18日生

再任

所有する当社の株式数

40,331株

取締役会への出席状況

100% (13回/13回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和59年4月	当社入社	平成26年4月	トーヨーケム株式会社代表取締役社長（現在に至る）
平成23年4月	当社社長室長	平成28年6月	当社常務取締役（現在に至る）
平成24年6月	当社執行役員		
平成25年6月	当社取締役		

重要な兼職の状況

トーヨーケム株式会社 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

高島悟氏は、主に経営企画部門の要職を経て、平成25年に当社取締役に就任以降、経営戦略に関する高い能力と専門性をもって業務を執行するとともに、当社の経営を監督しております。今後も当社の取締役としての職務を適切に遂行し、当該分野に関する知見を当社の経営監督機能に活かしていただくことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

7

あ だち
足 立
な お
直 樹

生年月日

昭和14年2月23日生

再任 社外

所有する当社の株式数

57,000株

取締役会への出席状況

92.3% (12回/13回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和37年4月	凸版印刷株式会社入社	平成20年6月	当社社外取締役（現在に至る）
平成5年6月	同社取締役		
平成7年6月	同社常務取締役	平成22年6月	凸版印刷株式会社代表取締役会長（現在に至る）
平成9年6月	同社専務取締役		
平成10年6月	同社代表取締役副社長	平成27年6月	第一三共株式会社 社外取締役（現在に至る）
平成12年6月	同社代表取締役社長		

重要な兼職の状況

凸版印刷株式会社 代表取締役会長 第一三共株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由

足立直樹氏は、当社が定める独立性基準に準拠せず、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員には指定しておりませんが、企業経営の分野をはじめとする豊富な経験と幅広い識見を有し、平成20年に当社取締役就任以降、業界に精通した経営の専門家として当社グループを取り巻く事業環境を見据えたうえで、客観的な視点から当社の経営全般に対して助言、指導いただいております。同氏の助言、指導が取締役会における議論の活性化につながっております。今後も当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

8

あ ま り き み と
甘 利 公 人

生年月日

昭和28年8月25日生

再任 社外 独立

所有する当社の株式数

9,000株

取締役会への出席状況

92.3% (12回/13回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成4年4月	熊本大学法学部教授	平成25年6月	当社社外監査役
平成9年4月	上智大学法学部教授（現在に至る）	平成27年6月	当社社外取締役（現在に至る）
平成25年4月	東京弁護士会登録（現在に至る）		

重要な兼職の状況

上智大学 法学部教授

社外取締役候補者とした理由

甘利公人氏は、過去に社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、保険法や会社法に関する高度な専門知識と弁護士資格を有する法学者としての高い識見を有しており、また、過去における当社監査役としての経験も踏まえ、平成27年に当社取締役就任以降、公正な立場で経営監視機能を果たしていただいております。今後も当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

9 きむら けいこ 木村恵子 生年月日
昭和34年10月13日生

再任 社外 独立

所有する当社の株式数

1,000株

取締役会への出席状況

100% (13回/13回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和55年4月	伊藤忠商事株式会社入社	平成14年10月	安西・外井法律事務所（現安西法律事務所）入所（現在に至る）
平成元年10月	シティバンク、エヌ・エイ入行	平成28年6月	当社社外取締役（現在に至る）
平成14年10月	第一東京弁護士会登録（現在に至る）		

重要な兼職の状況

安西法律事務所 弁護士

社外取締役候補者とした理由

木村恵子氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、弁護士資格を有し、特に労働法・人事労務関連の高度な専門知識と幅広い知見を有しており、平成28年に当社取締役に就任以降、公正な立場で経営監視機能を果たしていただいております。今後も当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

10 ひらかわ としあき 平川利昭 生年月日
昭和33年9月13日生

再任

所有する当社の株式数

38,000株

取締役会への出席状況

100% (13回/13回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和57年4月	当社入社	平成23年4月	当社グループ財務部長（現在に至る）
平成17年9月	当社財務部長	平成25年6月	当社取締役（現在に至る）
平成22年6月	当社執行役員		

取締役候補者とした理由

平川利昭氏は、主に財務経理部門の要職を経て、平成25年に当社取締役に就任以降、財務・会計分野に関する高い能力と専門性をもって業務を執行するとともに、当社の経営を監督しております。今後も当社の取締役としての職務を適切に遂行し、当該分野に関する知見を当社の経営監督機能に活かしていただくことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

11

井出和彦

生年月日

昭和36年2月23日生

再任

所有する当社の株式数

42,529株

取締役会への出席状況

100% (13回/13回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和61年4月	当社入社	平成26年4月	当社グループテクノロジーセンター長
平成15年3月	当社技術・研究・開発本部ポリマー研究所長	平成27年6月	当社取締役（現在に至る）
平成23年4月	当社ポリマー・塗加工技術統括部長	平成27年6月	当社技術・研究・開発、法務担当（現在に至る）
平成25年6月	当社執行役員		

取締役候補者とした理由

井出和彦氏は、主に技術・研究・開発部門の要職を経て、平成27年に当社取締役に就任以降、技術・研究・開発分野に関する高い能力と専門性をもって業務を執行するとともに、当社の経営を監督しております。今後も当社の取締役としての職務を適切に遂行し、当該分野に関する知見を当社の経営監督機能に活かしていただくことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

12

はま だ ひろ ゆき
濱 田 弘 之

生年月日

昭和33年7月19日生

再任

所有する当社の株式数

22,116株

取締役会への出席状況

100% (13回/13回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和56年4月	当社入社	平成25年6月	当社執行役員
平成17年9月	当社経営管理部長	平成27年6月	当社常務執行役員
平成20年7月	当社国際事業本部企画管理室長	平成28年6月	当社取締役（現在に至る）
平成24年7月	東洋インキヨーロッパ株式会社代表取締役社長	平成28年6月	当社グループ経営部長（現在に至る）

取締役候補者とした理由

濱田弘之氏は、主に経営管理部門や海外関係会社での要職を経て、平成28年に当社取締役に就任以降、経営戦略に関する高い能力と専門性をもって業務を執行するとともに、当社の経営を監督しております。今後も当社の取締役としての職務を適切に遂行し、当該分野に関する知見を当社の経営監督機能に活かしていただくことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

13 なかの かずひと 生年月日
昭和32年2月22日生

再任

所有する当社の株式数

15,209株

取締役会への出席状況

100% (13回/13回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和55年4月	当社入社	平成28年6月	当社取締役（現在に至る）
平成16年12月	T.I.P.P.（マレーシア）株式 会社取締役社長	平成28年6月	当社生産・物流本部長
平成21年4月	ライオケム株式会社取締役 社長	平成29年6月	当社情報システム担当兼東洋 マネジメントサービス株式会 社代表取締役社長
平成25年9月	トーヨーケム株式会社川越 製造所長	平成30年1月	当社品質保証・生産・環境、 情報システム担当兼生産・物 流センター長（現在に至る）
平成26年6月	当社執行役員		

取締役候補者とした理由

中野和人氏は、主に海外関係会社や生産管理部門での要職を経て、平成28年に当社取締役に就任以降、生産管理分野に関する高い能力と専門性をもって業務を執行するとともに、当社の経営を監督しております。今後も当社の取締役としての職務を適切に遂行し、当該分野に関する知見を当社の経営監督機能に活かしていただくことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

14 さかの いくに ぞう 生年月日
昭和27年12月23日生

新任 社外 独立

所有する当社の株式数

0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和50年4月	株式会社日立製作所入社	平成28年4月	同社執行役常務
平成25年4月	同社執行役常務	平成29年4月	同社水ビジネスユニットエグ ゼクティブアドバイザー（現 在に至る）
平成27年4月	同社執行役専務		

重要な兼職の状況

株式会社日立製作所 水ビジネスユニットエグゼクティブアドバイザー

社外取締役候補者とした理由

酒井邦造氏は、製造業を営む国際的な企業における経営の豊富な経験と幅広い識見を有しており、経営の専門家として客観的かつ中立的な視点から当社の経営全般に対して助言、指導いただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 取締役候補者のうち、足立直樹氏は凸版印刷株式会社の代表取締役を兼務しております。当社と凸版印刷株式会社との間に特別の利害関係はありませんが、当社グループと同社グループの間には、製商品の売買などの取引があります。
2. 取締役候補者のうち、酒井邦造氏は平成29年3月31日まで株式会社日立製作所の業務執行者でありました。当社と株式会社日立製作所との間に特別の利害関係はありませんが、当社グループと同社グループの間には、製商品の売買などの取引があります。なお、直前事業年度におけるその総額は当社グループおよび同社グループの直前事業年度における連結売上高の0.5%未満であります。
3. 他の候補者と当社および当社の子会社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 足立直樹氏、甘利公人氏、木村恵子氏および酒井邦造氏は、社外取締役候補者であります。
5. 足立直樹氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって9年9ヶ月であり、甘利公人氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年9ヶ月であります。また、木村恵子氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年9ヶ月であります。
6. 当社は、足立直樹氏、甘利公人氏および木村恵子氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、足立直樹氏、甘利公人氏および木村恵子氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。
7. 酒井邦造氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。
8. 当社は株式会社東京証券取引所の定めに基づき甘利公人氏および木村恵子氏を独立役員として届け出ております。また、両氏は当社の定める社外役員の独立性に関する基準を満たしております。両氏の再任が承認された場合は、両氏は引き続き独立役員となる予定であります。
9. 酒井邦造氏は株式会社東京証券取引所の定める独立性の要件および当社の定める社外役員の独立性に関する基準を満たしております。同氏の選任が承認された場合は、同氏は新たに独立役員となる予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役降矢祥博氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

かき や ひで たか
垣 谷 英 孝 生年月日 昭和24年10月16日生 新任 社外

所有する当社の株式数

略歴、地位および重要な兼職の状況			
0株	昭和48年4月	凸版印刷株式会社入社	平成24年6月 同社常務取締役
	平成20年6月	同社取締役	平成26年6月 同社専務取締役（現在に至る）
	平成22年4月	同社財務本部長（現在に至る）	

重要な兼職の状況

凸版印刷株式会社 専務取締役財務本部長

社外監査役候補者とした理由

垣谷英孝氏は、凸版印刷株式会社において長年にわたり財務経理業務に従事し、その後同社の専務取締役財務本部長を務めるなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。なお、同氏は当社が定める独立性基準に準拠しておりませんが、業界に精通した経営の専門家として豊富な経験と幅広い識見を有しております。そのため、当社グループを取り巻く事業環境を見据えたうえで、客観的な視点から当社の業務執行を適正に監査いただくことを期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 垣谷英孝氏は、凸版印刷株式会社の専務取締役を兼務しております。当社と凸版印刷株式会社との間に特別の利害関係はありませんが、当社グループと当社グループの間には、製商品の売買などの取引があります。
2. 垣谷英孝氏は、社外監査役候補者であります。
3. 垣谷英孝氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

(ご参考)

社外役員の独立性に関する基準

当社取締役会は、以下のいずれかに該当する社外取締役または社外監査役（以下総称して「社外役員」という）については、独立役員と認定しない。

- (1) 当社および当社の関係会社（以下総称して「当社グループ」という）の業務執行者^{注1}
- (2) 当社グループを主要な取引先とする者^{注2}またはその業務執行者
- (3) 当社グループの主要な取引先^{注3}またはその業務執行者
- (4) 当社の主要株主^{注4}またはその重要な子会社^{注5}の業務執行者
- (5) 当社グループから多額の寄付を受けている者^{注6}またはその業務執行者
- (6) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家^{注7}（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう）
- (7) 当社グループの会計監査人監査を行なう公認会計士、監査法人の社員、パートナーまたは従業員
- (8) 上記（6）または（7）に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであって、当社グループを主要な取引先とするファーム^{注8}の社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員である者
- (9) 当社グループの業務執行者が他の会社において社外役員に就任している場合における当該他の会社の業務執行者
- (10) 当社が現在主要株主である会社の業務執行者
- (11) その就任の前10年間に（ただし、その就任の前10年内のいずれかの時において当社の非業務執行取締役または監査役であったことがある者にあつては、それらの役職への就任の前10年間に）上記（1）に該当していた者
- (12) 最近3事業年度のいずれかにおいて、上記（2）、（3）に該当していた者
- (13) 最近3年間に、上記（4）から（8）に該当していた者（ただし、（7）については当社グループの監査業務を実際に担当（補助的関与は除く。）していた者（現在退職または退所している者を含む。）に限る）
- (14) 下記に掲げる者の近親者^{注9}
 - a. 当社グループの重要な業務執行者^{注10}
 - b. 最近5年間に、上記aに該当していた者

- c. 上記(2)から(10)までに掲げる者(ただし、(2)から(5)および(9)、(10)までの「業務執行者」においては重要な業務執行者、(6)の「団体に所属する者」においては重要な業務執行者およびその団体が監査法人や法律事務所等の場合は専門的な資格を有する者、(7)の「監査法人の社員、パートナーまたは従業員」においては重要な業務執行者および公認会計士等の専門的な資格を有する者に限る)
- d. 最近3年間に、上記cに該当していた者

-
- (注) 1. 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役員または使用人をいう。
2. 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。
- ① 当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先グループ(直接の取引先が属する連結グループに属する者とする。以下同じ。)であって、直前事業年度における当社グループへの当該取引先グループの取引額が当該取引先グループの連結売上高もしくは総収入金額の2%以上である者
 - ② 当社グループが負債を負っている取引先グループであって、直前事業年度末における当社グループの当該取引先グループへの全負債額が当該取引先グループの連結総資産の2%以上である者
3. 「当社グループの主要な取引先」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。
- ① 当社グループが製品またはサービスを提供している取引先グループであって、直前事業年度における当社グループの当該取引先グループへの取引額が当社グループの連結売上高の2%以上である者
 - ② 当社グループに対して負債を負っている取引先グループであって、直前事業年度末における当社グループへの当該取引先グループの全負債額が当社グループの連結総資産の2%以上である者
 - ③ 当社グループが借入れをしている金融機関グループ(直接の借入先が属する連結グループに属する者をいう。)であって、直前事業年度末における当社グループの当該金融機関グループからの全借入額が当社グループの連結総資産の2%以上である者
4. 「主要株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。
5. 「重要な子会社」とは、当該会社の最近事業年度に係る事業報告の「重要な親会社及び子会社の状況」(会社法施行規則120条1項7号)等の項目またはその他の当該会社が一般に公表する資料において、重要な子会社として記載されている子会社をいうものとする。
6. 「当社グループから多額の寄付を受けている者」とは、当社グループから、過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付を受けている者をいう。
7. 「当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家」とは、当社グループから、役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円超の財産上の利益を得ている者をいう。
8. 「当社グループを主要な取引先とするファーム」とは、過去3事業年度の平均で、当該ファームの連結総売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けたファームをいう。
9. 「近親者」とは、配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族をいう。
10. 「重要な業務執行者」とは、業務執行者のうち、業務執行取締役、執行役員または部長クラスの者等、重要な業務を執行する者をいう。

以上

当社及び国内子会社は、当連結会計年度より決算期を3月31日より、海外子会社の決算期と同様の12月31日に変更しました。このため、経過期間となります当連結会計年度の状況につきましては、国内会社は平成29年4月1日から12月31日までの9ヶ月を対象とし、海外子会社は平成29年1月1日から12月31日までの12ヶ月を対象として記載しています。なお、前期と比較する場合につきましては、当連結会計年度と同一の対象期間に調整しました前期数値との比較を記載しております。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済の状況は、米国では個人消費に支えられて回復が続きましたうえ、中国を始めとするアジア諸国でもスピードは鈍りながらも成長が継続しましたが、政治や金融市場、地政学的なリスクに伴う景気の下振れ懸念も残りました。また我が国でも、景気は回復基調にありますものの、個人消費は未だに力強さを欠いています。

このような環境ではありましたが、当企業グループは長期構想や中期経営計画を刷新し、新しいステップにチャレンジするため、次の3つを年度の方針として掲げ、経営活動を行なってまいりました。

第一の方針である「すべての企業活動におけるバリューチェーンの拡張による新たな成長戦略の実現」については、高付加価値を提供できる事業やビジネスモデルを、新製品、新市場、新事業の切り口で開拓、拡張し、成長戦略の実現を目指しました。

色材・機能材関連事業では、液晶ディスプレイカラーフィルター用材料の新製品開発を進め、中国や台湾での販売を伸ばすとともに、リチウムイオン電池用材料や塗料用高意匠性顔料などのラインアップを拡げ、自動車分野への展開も強化しました。ポリマー・塗加工関連事業では、導電接着シートやクリーン仕様の粘着フィルムの新製品により、エレクトロニクスやディスプレイ分野の拡販を進めましたうえ、北米市場における、環境や安全に配慮した缶用塗料（フィニッシュ）の販売も、新たに開始しました。パッケージ関連事業では、植物由来の原料を使用したバイオマスインキの製品群を開発し、販売を開始しました。また、軟包装用水性インキの国内やアジアの各地域での拡販に加え、ルクセンブルクのインキメーカーとのライセンス契約の締結により、欧州市場における環境対応製品の供給、拡販体制も確立しました。印刷・情報関連事業では、富士製造所に新設した工場での、顔料との一貫生産を図ったUV（紫外線）硬化型インキの新製品の拡販や、オンデマンド印刷対応のインクジェット用インキの用途展開を進めました。

第二の方針である「革新を意識した視点でのモノづくりによるSCM（サプライチェーン・マネジメント）の進化」については、国内外拠点間の連携による工程や製法の見直しを行ない、コストダウンと生産性の向上に努めるとともに、需要の変化に柔軟に対応できる体制の整備を進めました。また、インドでのプラスチック用着色剤

の新工場建設や、マレーシア、ベトナムでのグラビアインキの生産設備増強を進めたうえ、トルコやメキシコで新しい工場用地の取得を進めるなど、需要の伸びが期待できる事業や地域での供給体制の強化や、事業の複合化、拡張に努めました。

第三の方針である「経営基盤（経営資源、ガバナンス）の見直しによる風土変革の促進」については、グローバルな事業の一体運営や、経営情報の適時・適切な開示による経営の透明化を図るべく、グループ会社の決算期統一に伴う業務の見直しや、グローバル統合システムの構築を進めました。また、人材の活用強化のため、定年年齢の延長や退職金制度の見直しなどにも取り組んでまいりました。

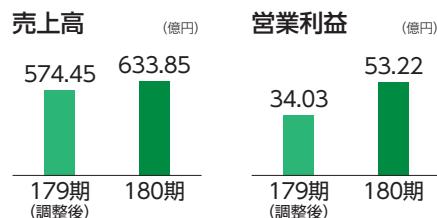
以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,403億44百万円（前期比5.1%増）と増収になりましたうえ、営業利益は168億23百万円（前期比8.4%増）、経常利益は175億28百万円（前期比13.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は104億24百万円（前期比24.9%増）と、それぞれ増益になりました。

なお、当連結会計年度末の株主配当金につきましては、安定的な配当の継続を重視しつつ、業績を総合的に勘案し、1株につき8円（年間の配当金は前期と同額の16円）を提案させていただきます。



報告セグメントのそれぞれの業績につきましては、次のとおりです。

色材・機能材関連事業



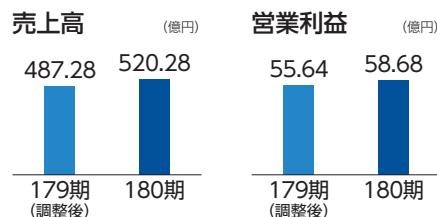
高機能顔料や液晶ディスプレイカラーフィルター用材料では、最終商品である高品位大型テレビ需要が堅調に推移し、スマートフォン需要も回復してきましたうえ、中国や台湾での拡販も実ってまいりました。

汎用顔料は、国内ではオフセットインキ用を中心に低調に推移しましたが、中国などで塗料やプラスチック用などの拡販が進みました。

プラスチック用着色剤は、国内では飲料キャップやトイレタリー容器用などが堅調に推移し、中国や東南アジアでの事務機器向けも回復しましたが、欧米の自動車向けは予想外に低調に推移しました。

これらの結果、当事業全体の売上高は633億85百万円（前期比10.3%増）、営業利益は53億22百万円（前期比56.4%増）と、増収増益になりました。

ポリマー・塗加工関連事業



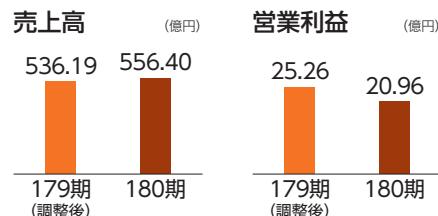
塗工材料では、電磁波シールドフィルムが伸び悩みましたが、一方で高品質のスマートフォン向け導電接着シートの拡販が進みました。また、エレクトロニクス関連の粘着フィルムの拡販が進みましたうえ、新規の貼付型医薬品事業も、堅調に推移しました。

接着剤は、食品などの包装用が、国内、韓国、東南アジアなどで好調に推移しました。粘着剤は、国内や韓国でエレクトロニクス用の拡販が進みましたうえ、ラベル用も後半回復してきましたが、原材料価格の上昇により利益は圧迫されました。

缶用塗料（フィニッシュ）は、国内ではコーヒー缶用の低調が続きましたうえ、ビール缶用も夏場の天候不順で伸び悩みましたが、北米での拡販が進みました。

これらの結果、当事業全体の売上高は520億28百万円（前期比6.8%増）、営業利益は58億68百万円（前期比5.5%増）と、増収増益になりました。

パッケージ関連事業



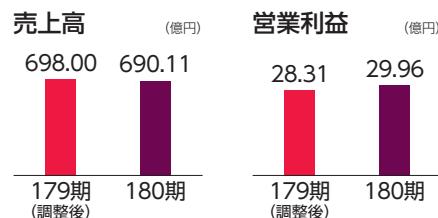
国内のグラビアインキは、出版用の需要減少が続きましたが、主力の包装用がプライベートブランドやコンビニエンスストア向けを中心に堅調に推移しましたうえ、建装材用も伸長しました。

海外では、中国で環境規制などに伴い需要が伸び悩みましたものの、北米や中南米、インドなどでの拡販は進みました。

また、グラビアのシリンダー製版事業は、包装用の一般製版が伸び悩みましたものの、特殊精密製版の拡販が進みました。

これらの結果、当事業全体の売上高は556億40百万円（前期比3.8%増）と増収になりましたが、原材料価格の上昇により、営業利益は20億96百万円（前期比17.0%減）と減益に終わりました。

印刷・情報関連事業

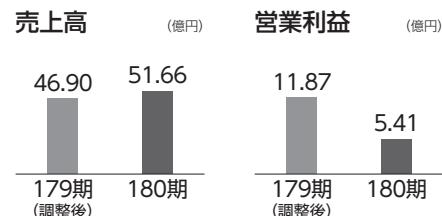


デジタル化に伴う情報系印刷市場の縮小傾向のなか、国内では製品別にビジネス規模の最適化や絞り込みを進める一方、海外ではグローバルな拠点拡充による売上拡大を進めました。また、最先端技術を活用した高感度UVインキや、オンデマンド印刷対応のインクジェット用インキなどの開発や拡販を、ビジネス拡大に繋げてまいりました。

一方、国内におけるチラシなどの商業印刷や新聞、雑誌などの既存の情報出版向けのインキや、関連材料の需要は予想以上に低調に推移しました。また、中国や東南アジアにおいても、景気の減速や環境規制に伴う印刷会社の稼働率低下により、売上が低迷しました。

これらの結果、当事業全体の売上高は690億11百万円（前期比1.1%減）と減収になりましたが、高機能品の拡販とコストダウンにより、営業利益は29億96百万円（前期比5.8%増）と増益になりました。

その他



上記のセグメントに含まれない事業や、東洋インキSCホールディングスなどによる役務提供などを対象にしていますが、売上高は51億66百万円（前期比10.1%増）と増収になりましたものの、ホールディングスでのグローバル統合システム開発費用の増加などにより、営業利益は5億41百万円（前期比54.4%減）と減益になりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は67億69百万円であります。その主な内訳は次のとおりです。

当連結会計年度継続中の主要設備

トーヨーカラー株式会社富士製造所

トーヨーケムスペシャリティケミカル株式会社

トーヨーケム株式会社川越製造所

東洋インキインド株式会社

顔料製造設備及び建物

グラビアインキ製造設備等

ポリマー製造設備

プラスチック用着色剤製造設備及び建物

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当企業グループでは、長期構想を10年単位で掲げているなか、次なるターゲットである2027年に向けて提供していく価値を「For A Vibrant World」と定め、「100年レンジでの持続的成長が可能な企業体質に変革し、すべての生活者・生命・地球環境がいきいきと共生する世界に貢献する企業グループ」を目指しています。

この長期構想SIC27 (Scientific Innovation Chain 2027) の第一ステップとなる中期経営計画「SIC-I」(2018年度～2020年度)においては、長期構想SIC27の持続的成長の礎を創り上げる期間と位置づけ、マーケットの潜在ニーズを踏まえた提案型ビジネスにより、既存事業の変革を進め、新しい地域やマーケットへの展開、さらにはコア技術を活かした新しいビジネスの創出により、事業領域の拡大と売上の増大を図っていきます。

この新たな中期経営計画の初年度にあたる2018年度は、東洋インキグループが持続的に成長していくための重要な年度となりますが、次の通り各事業を推進していきます。

色材・機能材関連事業においては、本年1月より、液晶ディスプレイカラーフィルター用材料事業の生産・販売・技術機能を一体とした「東洋ビジュアルソリューションズ株式会社」を開業しました。事業に係る意思決定スピードを加速させ、市場が拡大する中国への拡販を強化することに加え、イメージセンサー向けの高機能材料の開発、拡販も促進します。またエネルギー分野においても、車載用やモバイル用のリチウムイオン電池用材料の開発と、供給体制の強化を進めます。

ポリマー・塗加工関連事業では、粘接着剤開発とクリーン塗加工技術を組み合わせたソリューション提案により、エレクトロニクスやディスプレイ関連材料の拡販を進め、包装・工業材料分野における環境対応製品群の拡充を図ります。また、北米、インド、トルコなどでの生産能力の増強を進め、グローバルでの拡販やSCMの整備を図ります。

パッケージ関連事業では、世界的な環境意識の高まりを受け、水性フレキソインキ、EB（電子線）硬化型フレキソインキ、バイオマスインキなど、エリアニーズにあった差別化環境対応製品をさらに展開していきます。また、東南アジアに増設中のグラビアインキ生産設備の早期安定稼働により、需要が増加する地域での供給体制の整備を図ります。

印刷・情報関連事業では、省エネルギータイプのUV硬化型インキの開発、拡販や、インクジェット用インキの用途展開をさらに進めます。また、需要の縮小が続く国内においては、生産・物流拠点の再整備を行ない、収益向上を目的とした構造改革を進めます。

これらに加え、オープンイノベーションや社内体制の整備による技術開発機能の強化拡充、データサイエンス活用による生産や管理体制の見直しも進め、中期経営計画の初年度としての力強い一歩を踏み出します。

以上の課題への施策を進めることで、次期の業績見通しは、売上高3,000億円（当社及び国内子会社の当期実績を12ヶ月として調整した金額との比較で7.1%増）、営業利益215億円（同4.8%増）、経常利益220億円（同3.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益135億円（同8.5%減）と見込んでおります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

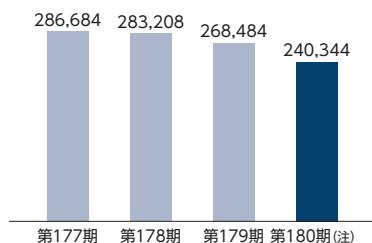
① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第177期	第178期	第179期	第180期 (当連結会計年度)
	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	平成29年4月1日から 平成29年12月31日まで
売上高	286,684百万円	283,208百万円	268,484百万円	240,344百万円
経常利益	19,411百万円	18,697百万円	19,257百万円	17,528百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	13,304百万円	12,190百万円	12,687百万円	10,424百万円
1株当たり当期純利益	44円60銭	40円87銭	42円95銭	35円71銭
総資産	364,262百万円	360,526百万円	365,214百万円	379,682百万円
純資産	213,756百万円	214,673百万円	219,691百万円	231,070百万円
1株当たり純資産額	694円62銭	697円57銭	730円49銭	767円32銭

(注) 第180期(当連結会計年度)は、決算期の変更により3月決算であった当社及び国内連結子会社につきましては、平成29年4月1日から平成29年12月31日の9ヶ月間を連結対象期間としております。ただし、12月決算である海外連結子会社につきましては、従来通り、平成29年1月1日から平成29年12月31日の12ヶ月間を連結対象期間としております。

売上高

(百万円)



経常利益

(百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益

(百万円)



1株当たり当期純利益

(円)



総資産／純資産

(百万円)



1株当たり純資産額

(円)



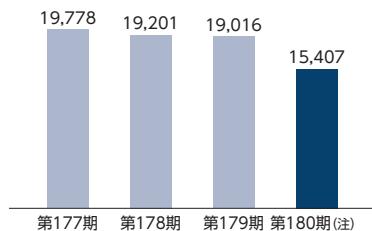
② 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第177期	第178期	第179期	第180期 (当事業年度)
	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	平成29年4月1日から 平成29年12月31日まで
営業収益	19,778百万円	19,201百万円	19,016百万円	15,407百万円
経常利益	11,060百万円	10,686百万円	10,088百万円	8,110百万円
当期純利益	10,449百万円	9,365百万円	10,638百万円	7,858百万円
1株当たり当期純利益	35円3銭	31円40銭	36円1銭	26円92銭
総資産	231,305百万円	235,307百万円	245,850百万円	250,227百万円
純資産	162,589百万円	166,617百万円	174,521百万円	179,250百万円
1株当たり純資産額	545円1銭	558円55銭	597円46銭	613円46銭

(注) 第180期(当事業年度)は、決算期の変更により平成29年4月1日から平成29年12月31日までの9ヶ月間となっております。

営業収益

(百万円)



経常利益

(百万円)



当期純利益

(百万円)



1株当たり当期純利益

(円)



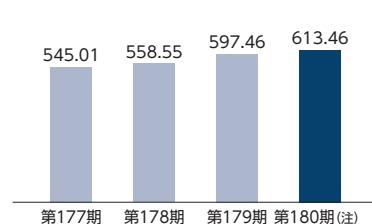
総資産／純資産

(百万円)



1株当たり純資産額

(円)



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 又は出資金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
トーヨーカラー株式会社	500百万円	100.0%	色材・機能材関連
トーヨーケム株式会社	500百万円	100.0	ポリマー・塗加工関連
東洋インキ株式会社	500百万円	100.0	印刷・情報関連、パッケージ関連
東洋モートン株式会社	498百万円	100.0	ポリマー・塗加工関連
東洋ビーネット株式会社	490百万円	100.0	不動産の賃貸管理、役務提供
東洋アドレ株式会社	480百万円	100.0	ポリマー・塗加工関連
マツイカガク株式会社	465百万円	98.6	印刷・情報関連
東洋インキ中四国株式会社	340百万円	100.0	パッケージ関連、ポリマー・塗加工関連、 印刷・情報関連
東洋インキ北海道株式会社	300百万円	100.0	印刷・情報関連、パッケージ関連
東洋インキ東北株式会社	300百万円	100.0	印刷・情報関連、色材・機能材関連
東洋インキ九州株式会社	300百万円	100.0	印刷・情報関連、パッケージ関連
東洋インキグラフィックス株式会社	28百万円	100.0	印刷・情報関連
東洋インキインド株式会社	INR 3,900,692千	100.0 (0.0)	印刷・情報関連、パッケージ関連
T I P P S 株式会社	S\$ 110,032千	100.0	アジア子会社の株式保有、 色材・機能材関連
東洋インキアメリカ合同会社	US\$ 61,083千	100.0 (100.0)	印刷・情報関連、パッケージ関連
天津東洋油墨有限公司	US\$ 54,500千	70.0 (70.0)	印刷・情報関連
トーヨーケムスペシャルティケミカル株式会社	M\$ 153,923千	100.0 (100.0)	ポリマー・塗加工関連、 パッケージ関連、印刷・情報関連
上海東洋油墨制造有限公司	US\$ 41,400千	100.0 (14.5)	ポリマー・塗加工関連、 色材・機能材関連、パッケージ関連
東洋インキブラジル有限会社	BRL 119,346千	100.0 (0.0)	印刷・情報関連
東洋インキヨーロッパスペシャルティケミカル株式会社	Euro 26,017千	100.0	色材・機能材関連、印刷・情報関連
台湾東洋先端科技股份有限公司	NT\$ 600,000千	100.0	色材・機能材関連
珠海東洋色材有限公司	US\$ 20,450千	100.0 (77.3)	色材・機能材関連
東洋インキ（泰国）株式会社	BT 552,851千	100.0 (69.3)	ポリマー・塗加工関連、 パッケージ関連、色材・機能材関連
東洋油墨亞洲有限公司	HK\$ 88,966千	100.0	色材・機能材関連、 ポリマー・塗加工関連

会社名	資本金 又は出資金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
東洋インキインドネシア株式会社	IDR 69,871,045千	100.0 (4.7)	パッケージ関連、 ポリマー・塗加工関連
東洋インキコンパウンズベトナム株式会社	US\$ 5,900千	80.0	色材・機能材関連
東洋インキコンパウンズ株式会社	US\$ 4,329千	72.0 (72.0)	色材・機能材関連
江門東洋油墨有限公司	US\$ 4,942千	51.0 (51.0)	パッケージ関連、 ポリマー・塗加工関連
東洋プリンティングインクス株式会社	TRY 11,404千	81.5	パッケージ関連、印刷・情報関連
ライオケム株式会社	US\$ 3,000千	100.0 (100.0)	色材・機能材関連、パッケージ関連
三永インキペイント製造株式会社	W 1,943,340千	99.5	ポリマー・塗加工関連
東洋インキヨーロッパ株式会社	Euro 2,100千	100.0 (100.0)	印刷・情報関連

- (注) 1. 子会社の当社の議決権比率欄の()内は間接所有の議決権比率(内数)であります。
2. 珠海東洋色材有限公司は平成29年7月に珠海東洋科美化学有限公司より社名変更しております。

② 企業結合の経過及び成果

連結子会社は66社であり、子会社はすべて連結されております。当連結会計年度においては、新設により1社を連結子会社に含め、合併により2社を連結子会社より除外しました。

持分法適用関連会社は9社であり、関連会社に対する投資について、すべて持分法を適用しております。

企業結合の範囲の詳細につきましては、「連結注記表 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 1. 連結の範囲に関する事項、2. 持分法の適用に関する事項」をご参照下さい。

なお、当連結会計年度の業績の状況につきましては、前記「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

③ その他の重要な企業結合の状況

凸版印刷株式会社は、当社の議決権を23.46%所有しており、当社は同社の持分法適用関連会社であります。

(7) 主要な事業内容

事業区分	主要な営業品目等
色材・機能材関連事業	有機顔料、加工顔料、プラスチック用着色剤、カラーフィルター用材料 等
ポリマー・塗加工関連事業	缶用塗料、樹脂、接着剤、粘着剤、塗工材料、天然材料、 メディカル製品 等
パッケージ関連事業	グラビアインキ、フレキシインキ、グラビアシリンダー製版 等
印刷・情報関連事業	オフセットインキ、金属インキ、印刷機械、印刷機器、 プリプレスシステム、印刷材料、インクジェット材料 等

(8) 主要な営業所及び工場

本 社	東京都中央区京橋二丁目2番1号	
国内営業 拠 点	<p>トーヨーカラー株式会社 [東京都中央区] 東洋インキ株式会社 [東京都中央区] 東洋インキ株式会社関西支社 [大阪府大阪市] 東洋インキ北海道株式会社 [北海道札幌市] 東洋インキ九州株式会社 [福岡県福岡市]</p>	<p>トーヨーケム株式会社 [東京都中央区] 東洋インキ株式会社中部支社 [愛知県名古屋市] 東洋インキ中四国株式会社 [広島県広島市] 東洋インキ東北株式会社 [宮城県仙台市] 東洋インキグラフィックス株式会社 [東京都板橋区]</p>
国内生産 拠 点	<p>トーヨーカラー株式会社富士製造所 [静岡県富士市] トーヨーカラー株式会社茂原工場 [千葉県茂原市] トーヨーケム株式会社川越製造所 [埼玉県川越市] トーヨーケム株式会社尼崎工場 [兵庫県尼崎市] 東洋モートン株式会社 [埼玉県比企郡] マツイカガク株式会社 [京都府京都市]</p>	<p>トーヨーカラー株式会社守山製造所 [滋賀県守山市] トーヨーカラー株式会社岡山工場 [岡山県井原市] トーヨーケム株式会社西神工場 [兵庫県神戸市] 東洋インキ株式会社埼玉製造所 [埼玉県川越市] 東洋アドレ株式会社 [千葉県千葉市] 東洋F P P株式会社 [埼玉県川口市]</p>
研究開発 拠 点	<p>プロセスイノベーション研究所 [埼玉県川越市] イノベーションラボ [埼玉県坂戸市]</p>	<p>マテリアルサイエンスラボ [茨城県つくば市] ポリマーデザインラボ [兵庫県神戸市]</p>
海外拠点	<p>トーヨーケムスペシャルティケミカル株式会社 [マレーシア・セレンパン] 東洋インキコンパウンズ株式会社 [フィリピン・ラグーナ] 東洋インキコンパウンズベトナム株式会社 [ベトナム・バクニン] 天津東洋油墨有限公司 [中国・天津市] 上海東洋油墨制造有限公司 [中国・上海市] 台湾東洋先端科技股份有限公司 [台湾・台南市] 東洋インキヨーロッパ株式会社 [ベルギー・ニール] ライオケム株式会社 [アメリカ・ジョージア] 東洋インキブラジル有限会社 [ブラジル・サンパウロ]</p>	<p>東洋インキ (泰国) 株式会社 [タイ・バンコク] 東洋インキインドネシア株式会社 [インドネシア・ベカシ] 東洋インキインド株式会社 [インド・グレートノーイダ] 珠海東洋色材有限公司 [中国・広東省] 江門東洋油墨有限公司 [中国・広東省] 東洋インキヨーロッパスペシャルティケミカルズ株式会社 [フランス・ワッセル] 東洋プリンティングインクス株式会社 [トルコ・マニサ] 東洋インキアメリカ合同会社 [アメリカ・イリノイ] 三永インキペイント製造株式会社 [韓国・京畿道]</p>

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
合計	8,135名	114名増

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員数

区分	従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
合計または平均	440名	8名増	42.6歳	17.1年

(注) 従業員数は就業人員であります。

(10) 主要な借入先

(単位：百万円)

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	15,119
株式会社みずほ銀行	14,645
三井住友信託銀行株式会社	2,526
株式会社山形銀行	2,300
株式会社八十二銀行	1,800
株式会社京都銀行	1,600
株式会社七十七銀行	1,400
株式会社肥後銀行	1,400

(注) 借入金残高には、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、三井住友信託銀行株式会社を主幹事とする、シンジケートローン方式による長期借入金378億円が含まれております。

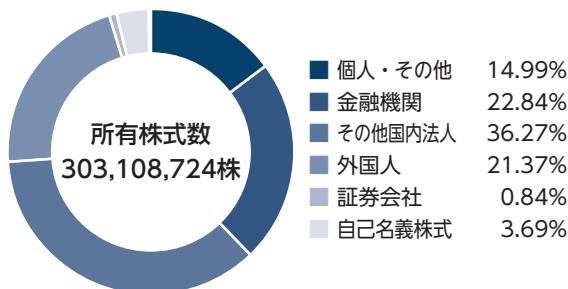
2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 800,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 291,929,321株 (自己株式11,179,403株を除く。)
 (3) 株主数 11,944名
 (4) 上位10名の株主

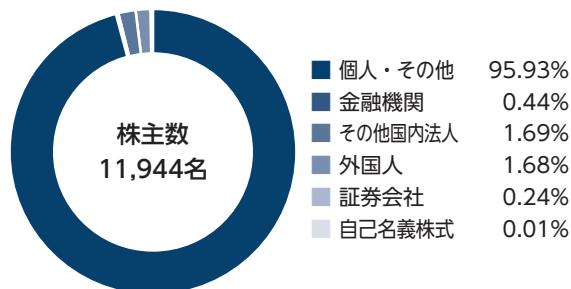
株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
凸版印刷株式会社	68,234	23.37
サカティンクス株式会社	11,676	4.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	10,343	3.54
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	9,432	3.23
株式会社日本触媒	8,306	2.85
全国共済農業協同組合連合会	7,865	2.69
東洋インキグループ社員持株会	6,692	2.29
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,366	1.84
株式会社みずほ銀行	5,365	1.84
東洋インキ取引先持株会	4,405	1.51

(注) 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

所有株式数別分布状況



所有者属性別分布状況



3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

発行回数 (発行決議日)	区分 及び 保有人数	新株予約権の 目的である 株式の 種類及び数	新株 予約権 の数	新株予約権 の発行価額	権利行使時に 出資される 財産の価額	新株予約権 の行使期間
第1回新株予約権 (平成27年7月17日)	取締役 11名	普通株式 35,000株	35個	1個当たり 423,000円	1株当たり 1円	平成27年8月4日から 平成37年8月3日まで
第2回新株予約権 (平成28年7月25日)	取締役 11名	普通株式 65,000株	65個	1個当たり 352,000円	1株当たり 1円	平成28年8月10日から 平成38年8月9日まで
第3回新株予約権 (平成29年7月26日)	取締役 11名	普通株式 45,000株	45個	1個当たり 533,000円	1株当たり 1円	平成29年8月11日から 平成39年8月10日まで

(注) 1. 当社社外取締役については、新株予約権を交付されておりません。

2. 新株予約権の主な行使条件

新株予約権の割当てを受けた者は、原則として、割当日の翌日から3年を経過した日から新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任または定年による退職により当社の取締役、執行役員及び顧問のいずれの地位をも喪失した場合は、当該地位喪失の日の翌日から新株予約権を行使することができる。

(2) 当事業年度中に当社の執行役員及び当社完全子会社の取締役を兼務する当社の顧問に職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

発行回数 (発行決議日)	区分 及び 交付人数	新株予約権の 目的である 株式の 種類及び数	新株 予約権 の数	新株予約権 の発行価額	権利行使時に 出資される 財産の価額	新株予約権 の行使期間
第3回新株予約権 (平成29年7月26日)	執行役員 23名 顧問 5名	普通株式 88,000株	88個	1個当たり 533,000円	1株当たり 1円	平成29年8月11日から 平成39年8月10日まで

(注) 新株予約権の主な行使条件

新株予約権の割当てを受けた者は、原則として、割当日の翌日から3年を経過した日から新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任または定年による退職により当社の取締役、執行役員及び顧問のいずれの地位をも喪失した場合は、当該地位喪失の日の翌日から新株予約権を行使することができる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成29年12月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
佐久間 國雄	取締役会長	凸版印刷株式会社 社外取締役 トッパン・フォームズ株式会社 監査役
北川 克己	代表取締役社長（グループCEO）	
山崎 克己	専務取締役	東洋インキ株式会社 代表取締役社長
青山 裕也	専務取締役（人事・財務・総務・広報・監査室担当）	
宮崎 修次	常務取締役	トーヨーカラー株式会社 代表取締役社長
高島 悟	常務取締役	トーヨーケム株式会社 代表取締役社長
足立 直樹	取締役	凸版印刷株式会社 代表取締役会長 第一三共株式会社 社外取締役
甘利 公人	取締役	上智大学 法学部教授
木村 恵子	取締役	安西法律事務所 弁護士
東 慎一	取締役（品質保証・生産・環境、調達、企画原価担当）	
平川 利昭	取締役（グループ財務部長）	
井出 和彦	取締役（技術・研究・開発、法務担当）	
濱田 弘之	取締役（グループ経営部長）	
中野 和人	取締役（情報システム担当、生産・物流本部長）	東洋マネジメントサービス株式会社 代表取締役社長
住山 政弘	常勤監査役	
大湊 満	常勤監査役	
石川 隆	常勤監査役	
降矢 祥博	監査役	
池上 重輔	監査役	早稲田大学 大学院経営管理研究科教授

- (注) 1. 取締役足立直樹氏、甘利公人氏及び木村恵子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 常勤監査役大湊満氏、監査役降矢祥博氏及び池上重輔氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して、取締役甘利公人氏及び木村恵子氏、監査役池上重輔氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

4. 当事業年度中における監査役の異動（平成29年6月29日）
就任 常勤監査役 石川 隆
辞任 常勤監査役 菅野 隆
5. 責任限定契約の内容の概要
当社は社外取締役及び社外監査役の全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。
6. 監査役石川隆氏は、当社の財務経理部門における長年の在籍経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	14名 (3名)	321百万円 (20百万円)
監査役 (うち社外監査役)	6名 (3名)	57百万円 (22百万円)
合計	20名	379百万円

- (注) 1. 上記支給人員及び支給額には、平成29年6月29日開催の定時株主総会の時をもって辞任した監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の定時株主総会において年額6億円以内と決議頂いております。また、平成27年6月26日開催の定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対し、当該報酬限度枠内で株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てることを決議頂いており、その額は年額60百万円以内であります。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の定時株主総会において年額1億円以内と決議頂いております。
4. 上記報酬等の額には、平成29年7月26日開催の取締役会の決議により、ストックオプションとして社外取締役を除く取締役11名に付与した新株予約権23百万円（報酬等としての額）を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 足立 直樹

ア. 重要な兼職先と当社との関係

凸版印刷株式会社 代表取締役会長

凸版印刷株式会社は、当社の株式を23.37%（自己株式11,179,403株を除く）保有しております。

また、同社と当社の子会社とは、製商品の売買などの取引があります。その他の重要な兼職先と当社との関係につきましては、該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会は13回開催のうち12回出席し、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

② 取締役 甘利 公人

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会は13回開催のうち12回出席し、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

③ 取締役 木村 恵子

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会は13回開催のうちすべてに出席し、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

④ 常勤監査役 大湊 満

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会は13回開催のうちすべてに出席し、また監査役会は11回開催のうちすべてに出席し、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

⑤ 監査役 降矢 祥博

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会は13回開催のうち12回出席し、また監査役会は11回開催のうち10回出席し、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

⑥ 監査役 池上 重輔

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会は13回開催のうち12回出席し、また監査役会は11回開催のうち10回出席し、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
・当事業年度に係る報酬等の額 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	53百万円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	94百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務の遂行状況、報酬見積りの算定根拠について過去の監査実績及び報酬の推移に照らして検討を加えた結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、東洋インキインド株式会社、TIPPS株式会社、天津東洋油墨有限公司、トーヨーケムスペシャリティケミカル株式会社、上海東洋油墨制造有限公司、東洋インキブラジル有限会社、東洋インキヨーロッパスペシャリティケミカルズ株式会社、台湾東洋先端科技股份有限公司、珠海東洋色材有限公司、東洋インキ（泰国）株式会社、東洋油墨亞洲有限公司、東洋インキインドネシア株式会社、東洋インキコンパウンズベトナム株式会社、東洋インキコンパウンズ株式会社、江門東洋油墨有限公司、東洋プリンティングインクス株式会社、三永インキペイント製造株式会社、東洋インキヨーロッパ株式会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務に関する助言等を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性、監査体制及び職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任の株主総会へ提出する議案の内容を決定します。

監査役会の決定内容の通知を受けた取締役会は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることとします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社が「内部統制システムの基本方針」として、取締役会で決議した事項の概要は次のとおりであります(2015年4月9日の取締役会にて決議)。

① 業務執行に関する体制

1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令及び定款に従い当社及びグループ会社全体に影響を及ぼす重要事項について、当社取締役会において決定する。また、取締役会を通じて取締役の職務執行の適法性を確保し、法令及び定款に従い意思決定を行う。代表取締役は、取締役会の決議に基づき、会社を代表して職務の執行を行う。

監査役は、監査役監査基準に基づき監査を行い、取締役の職務執行についての適法性・妥当性監査を実施する。取締役は、監査役からの求めに応じ、職務の執行状況を監査役に報告する。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、法令、定款、取締役会規程及び情報セキュリティ管理規程に基づき、適切に保存及び管理を行う。

また、取締役及び監査役は、これらの情報を必要とき閲覧できる。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、CSR統括委員会のもとにリスクマネジメント (RM) 部会、コンプライアンス部会及び環境安全部会を設置している。東洋インキグループビジネス行動基準に準拠したリスクマネジメント規程に則り、RM担当役員が管掌する体制により、企業全体にかかる全社的なリスク及び事業リスクを特定し、健全な企業継続及び社会的信頼の形成のためのリスク対策を講じるリスクマネジメント体制を推進していく。

リスクマネジメントに対する啓蒙手段として、部門毎にリスク課題を年度計画に取り入れ、評価基準のひとつに組入れる管理手法を実施し、あわせて、RM部会直轄の活動体における全社的なリスク対策の立案・対応により、リスクを未然に防止する平常時の活動に注力する。

緊急時対応としては、リスク発生を認知した各拠点から代表取締役へ直ちに報告する緊急連絡体制を整備し、顕在化したリスクが経営に重大な影響を及ぼす場合には、緊急対策本部の設置等により、緊急事態に速やかに対応できる事業継続体制を整備する。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月一回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営の意思決定の迅速化と、効率的な事業の運営を行う。

また、グループの経営課題及び事業戦略についての討議・決定機関として、取締役及び執行役員により構成する会議を毎月定期的で開催し、グループ経営課題と戦略の共有化を図り、経営・事業目標の効率的な達成に努める。

なお、これらの会議には監査役が出席し、監査上必要な意見を述べることにより、取締役の職務執行に対する監督機能を強化する。

5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、よき企業市民として、経営理念体系を頂点とした社会的責任への取組み姿勢を明確にしたCSR憲章及びCSR行動指針からなる「価値体系」のもと、このCSR経営の推進母体であるCSR統括委員会の分科組織のコンプライアンス部会を中心に、コンプライアンス経営を確保する取り組みを行う。

また、コンプライアンスオフィス（社内外通報窓口）を通じて、法令及びグループの行動規範である東洋インクグループビジネス行動基準に反する行為等を早期に発見・是正する体制を充実する。

内部監査部門であるグループ監査室は、会社における業務が適法かつ適切であるかについての監査を行い、監査結果を代表取締役ならびに内部統制担当取締役に報告するとともに、監査役会にも報告し、監査役会との連携をはかる。

6) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、経営哲学、経営理念及び行動指針からなる経営理念体系をグループとして共有し、グループ内の経営資源を最大限に活用し、グループ全体の企業価値の最大化を図る。

適正なグループ経営を推進するため関係会社管理規程を定め、グループ各社の自主性を尊重しつつ、重要事項の執行については同規程に従いグループ各社から当社へ報告させることとし、当社も関与のものとグループ経営の適正な運営を確保する。

上記①3) のリスクマネジメント体制及び緊急時対応はグループ会社にも適用させるほか、グループ各社の取締役の中から選任された者を対象とした法務部会を当社において定期的で開催し、グループ経営に関する法務リスクを共有しグループ運営の適正化に努めていく。また、グループ各社は、取締役等により構成する会議を定期的で開催し、経営・事業目標の効率的な達成に努めていくほか、当社に定期

的に報告させる。

グループ監査室は、グループ各社における業務が法令及び定款に適合し、かつ適切であるかについての監査を行い、監査結果を代表取締役ならびに内部統制担当取締役に報告するとともに監査役会にも報告する。一方、常勤監査役は、グループ各社の監査役と定期的にグループ監査役会を開催し監査の充実・強化を図る。

なお、財務報告の信頼性を確保する体制としては、代表取締役直轄の組織体制のもと、会計監査人と適宜協議しながら、企業会計審議会の公表した財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準並びに実施基準に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、有効な内部統制システムの整備、運用を確保する。

② 監査に関する体制

1) 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役会が、職務を補助すべき使用人を求めた場合は、監査役会と協議のうえ、監査業務を補助する使用人を配置する。また、監査役会と内部監査部門であるグループ監査室との連携により監査実務を遂行する体制を強化するため、監査役会・グループ監査室との間に情報連絡会を設置し、内部監査機能の充実を図ることで監査役会の監査機能を強化する。

2) 監査役会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、上記②1)の監査業務を補助する使用人を配置した場合における当該使用人の任命・異動については、監査役会の同意を得て実施し、当該使用人に対する指揮命令・評価は監査役が行う。

3) 取締役、使用人が監査役会に報告をするための体制及び当社の子会社の取締役、監査役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制ならびに報告した者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役及び執行役員は、取締役会等の重要な会議における監査役の出席を通じて、担当業務の執行の状況報告を行う。

当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人は、リスクマネジメント規程等に従い、以下の事実を速やかに監査役会に報告する。

- ・コンプライアンスに関する重要な事実
- ・会社に著しい損害を与え、または著しい損害を与えるおそれのある事実

・その他、監査役会と協議のうえ報告事項として定めた事項

なお、報告した者に対しては、コンプライアンスオフィス運用規程に準じて保護と秘密保持に最大限の配慮を行う。

監査役は、当社及び当社子会社の取締役に対し、上記の事実を監査役会に対して報告することを求めるほか、監査に必要な各種重要会議に出席し、また稟議書等の事業運営に重要な影響を及ぼす情報の閲覧を行うこととする。

また、取締役、執行役員及び使用人は、監査役会の求めに応じ、会社の業務及び財産の状況について報告する。

さらに、監査役会は、いつでも取締役、執行役員及び使用人に対して、直接事業に関する報告を求めることができる体制をとるものとする。

4) 監査役職務の遂行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の職務遂行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに処理する。通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合においては、監査役は担当役員に事前に通知するものとする。

5) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役会と代表取締役及び取締役が、経営課題、その他事業運営上の重要課題について定期的に意見交換を行い、また監査役監査基準に従い、監査役が実効的な監査ができる体制の環境整備に努める。

また、監査役会は、内部監査部門であるグループ監査室が行う計画的内部監査の報告を受けるとともに、外部監査人との定期的な意見交換を行い、監査役の監査が、効率的かつ効果的に行われることを確保する。

③ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、東洋インキグループビジネス行動基準及び反社会的勢力対応規程の中で、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、不当、不法な要求には一切応じない旨を定めており、取引関係も含めた一切の関係を持たないものとする。また、外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行について

当事業年度において取締役会を13回開催し、当社及びグループ全体の経営上の重要な意思決定及び業務執行の監督を行いました。また、当事業年度においてグループの経営課題及び事業戦略について討議・決定するための会議（グループ経営会議）を15回開催し、当社及びグループ全体の業務執行上の重要な意思決定を行いました。

② リスク管理体制について

会社・部門毎に設定したリスク課題を確認・評価するとともに、リスクマネジメント部会直轄の活動体（コミッティ）におけるグループ全体のリスク対策の立案・対応状況を確認・評価するため、当事業年度においてリスクマネジメント部会を2回開催しました。

③ コンプライアンス体制について

常勤監査役をオブザーバーとするコンプライアンス部会を設置し、コンプライアンスリーダー会議を開催するほか、コンプライアンス強化月間としてグループ内各拠点でコンプライアンス意識の向上を図りました。また、職種に応じた重要法令の講習会を開催するほか、新入社員コンプライアンス説明会、新任管理者研修など各階層・職務にあわせたコンプライアンス教育を実施し、グループ全体のコンプライアンス意識の向上に努めました。

④ グループ管理体制について

関係会社管理規程に基づき、グループ各社における重要事項の執行について、稟議書及びグループ経営会議等の会議体において適宜報告を受けました。また、上記②のリスク管理体制及び③のコンプライアンス体制をグループ会社に適用させるとともに、当事業年度において法務部会を2回開催しました。

グループ監査室は当社及びグループ会社の監査を定期的実施し、監査役はグループ各社の監査役と定期的にグループ監査役会を開催しました。

⑤ 監査役の職務執行について

代表取締役・取締役・執行役員と定期的に意見交換を行ったほか、国内及び海外の重要な子会社・事務所の実地調査を必要に応じて行いました。さらに独立社外取締役との間で意見交換会を開催し、両者の連携を深めました。

三様監査の連携強化のために常勤監査役・会計監査人・グループ監査室長の間で情報交換及び意見交換

を行い、また会計監査人の監査結果報告会を四半期毎に開催しました。更に常勤監査役とグループ監査室との情報交換会を毎月開催し、監査の実施状況について相互に報告を受けるとともに監査の協働を行っております。

上記リスクマネジメント部会・コンプライアンス部会・法務部会には常勤監査役がオブザーバーとして出席しております。

監査役会の職務を補助する使用人として兼任の監査役スタッフを1名配置しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は経営理念として「世界にひろがる生活文化創造企業を目指す」ことを掲げ、持株会社（ホールディングカンパニー）体制のもと、グループ連峰経営による企業活動を行っており、今後とも中長期的視野に立って、当社グループの総合力を発揮し、更なる発展を図ることが、当社グループの企業価値の向上と株主共同の利益に資することと確信しております。

対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大規模な株式の買付けを強行するという大規模買付行為に対しては、当社は一概にこれを否定するものではなく、株主がこれを受け容れて大規模買付行為に応じるか否かについては、最終的に株主の判断に委ねるべきものと考えております。しかし、実際には、大規模買付者に関する十分な情報の提供がなくては、株主は、当社グループの企業価値に及ぼす影響を適切に判断することはできません。当社は、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

② 基本方針の実現に資する取組みの具体的な内容の概要

当社は、創業から今日にいたるまで、事業と製品・サービスを通じて顧客・社員・社会における生活文化の創造に真摯に取り組んでまいりました。更に、当社は、今後の事業活動の発展はもとより、常に社会と共存し、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの更なる満足度向上と信頼を得ることにより、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めていきたいと考えております。

この基本的な考え方のもと、当社グループは、目指す姿“SCC（Science Company Change）2017”に向けて、2008年度から3回の中期経営計画を進め、2014年度からは最終ステップになるSCC-Ⅲを推進してまいりました。2017年度からは、次の10年のありたい姿を新たな長期構想として掲げ、その実現に向けた活動を推進しております。長期構想では企業活動のコンセプトを「Scientific Innovation

Chain 2027」(SIC27)とし、「技術・製品」、「ビジネスモデル」、「ネットワーク」、「モノづくり」、「経営基盤」の5つの基軸で、革新的に発想し、科学的に実行していき、その連鎖によって持続的に成長できる企業体質に変革することを目指してまいります。また、これまでのドメイン（ライフサイエンス、コミュニケーションサイエンス、サステナビリティサイエンスの3つの事業領域）の枠組みを戦略的に拡大し、成長市場のみならず、社会課題の解決や、生命や地球環境の持続成長可能性に繋がる領域にも注力してまいります。このような中長期的な取り組みにおいて、当社は引き続き、ホールディングカンパニー体制を活かし、スピードを重視した事業運営や当社グループ全体のフレキシブルな経営資源の活用を進めるとともに、環境対応やリスク対応、グローバル共生、企業の社会的責任（CSR）を重視した「持続可能な経営」を強化してまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

(i) 本施策導入の目的について

特定の株主又は株主グループ（以下「特定株主グループ」といいます。）によって当社の株式の一定規模以上の買付行為が行われた場合の対応策（以下「本施策」といいます。）は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（当社取締役会が予め同意したものを除き、以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、上記に記載した基本方針に沿って当社グループの企業価値を確保し又は向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

(ii) 本施策の内容について

A. 大規模買付ルール概要

- (a) 取締役会に対する情報提供
- (b) 取締役会における検討及び評価
- (c) 独立委員会の設置

B. 大規模買付対抗措置

一定の大規模買付対抗措置の発動の要件をみたま場合は、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができます。

C. 本施策の有効期間等

本施策の有効期間は、2020年3月開催予定の当社の定時株主総会終結時までとなっております。また、当社株主総会又は当社取締役会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止されます。

D. 法令の改正等による修正

本施策で引用する法令の規定は、2017年5月12日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

④ 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(i) 基本方針の実現に資する取組み（上記②の取組み）について

上記②に記載した企業価値の向上のための取組みは、当社グループの企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

(ii) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記③の取組み）の概要について

A. 本施策が基本方針に沿うものであること

本施策は、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かについて株主が適切に判断し、また、当社取締役会が株主に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主のために大規模買付者と協議若しくは交渉を行うことを可能とすることにより、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保するためのものであり、基本方針に沿うものです。

B. 当社は、以下の理由から、本施策が株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- (a) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的
- (b) 事前開示
- (c) 株主意思の反映
- (d) 取締役会の判断の客観性・合理性の確保
- (e) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること
- (f) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

(注) 事業報告の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

MEMO

招集のご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結貸借対照表 (平成29年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	196,491	流動負債	93,344
現金及び預金	50,260	支払手形及び買掛金	55,984
受取手形及び売掛金	94,594	短期借入金	21,189
有価証券	477	未払法人税等	1,485
商品及び製品	29,877	その他	14,685
仕掛品	1,103		
原材料及び貯蔵品	16,570	固定負債	55,267
繰延税金資産	1,380	長期借入金	38,409
その他	3,220	繰延税金負債	11,641
貸倒引当金	△993	環境対策引当金	2,349
		退職給付に係る負債	1,868
		資産除去債務	29
		その他	968
固定資産	183,190	負債合計	148,612
有形固定資産	97,419	(純資産の部)	
建物及び構築物	38,821	株主資本	198,310
機械装置及び運搬具	23,379	資本金	31,733
工具、器具及び備品	2,649	資本剰余金	32,710
土地	30,007	利益剰余金	138,869
リース資産	187	自己株式	△5,002
建設仮勘定	2,373		
無形固定資産	4,307	その他の包括利益累計額	25,693
投資その他の資産	81,463	その他有価証券評価差額金	19,284
投資有価証券	68,541	為替換算調整勘定	3,185
退職給付に係る資産	8,614	退職給付に係る調整累計額	3,223
繰延税金資産	1,068	新株予約権	164
その他	3,671	非支配株主持分	6,901
貸倒引当金	△432	純資産合計	231,070
資産合計	379,682	負債純資産合計	379,682

連結損益計算書 (平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		240,344
売 上 原 価		184,373
売 上 総 利 益		55,970
販売費及び一般管理費		39,147
営 業 利 益		16,823
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	229	
受 取 配 当 金	940	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	263	
そ の 他	491	1,925
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	750	
為 替 差 損	94	
そ の 他	375	1,220
経 常 利 益		17,528
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	579	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	340	
そ の 他	9	929
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	210	
減 損 損 失	3,054	
そ の 他	371	3,637
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		14,820
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,142	
法 人 税 等 調 整 額	△276	3,865
当 期 純 利 益		10,955
非支配株主に帰属する当期純利益		530
親会社株主に帰属する当期純利益		10,424

連結株主資本等変動計算書 (平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	31,733	32,918	133,116	△4,992	192,775
当期変動額					
剰余金の配当			△4,671		△4,671
親会社株主に帰属する当期純利益			10,424		10,424
自己株式の取得				△12	△12
自己株式の処分		△0	△0	1	1
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△208			△208
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△208	5,753	△10	5,535
当期末残高	31,733	32,710	138,869	△5,002	198,310

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	17,726	1,107	1,653	20,488	95	6,332	219,691
当期変動額							
剰余金の配当							△4,671
親会社株主に帰属 する当期純利益							10,424
自己株式の取得							△12
自己株式の処分							1
非支配株主との 取引に係る親会社 の持分変動						208	—
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	1,557	2,077	1,569	5,205	69	361	5,635
当期変動額合計	1,557	2,077	1,569	5,205	69	569	11,379
当期末残高	19,284	3,185	3,223	25,693	164	6,901	231,070

貸借対照表 (平成29年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	22,513	流動負債	15,287
現金及び預入金	18,371	支払手形	1
営業未収金	920	短期借入金	12,017
有価証券	401	1年内返済予定の長期借入金	0
貯蔵品	7	未払金	1,941
前払費用	146	未払法人税等	355
短期貸付金	1,736	未払消費税等	257
繰上り金	167	未払消費税	253
その他	761	前受り金	2
		前受り	456
		前受り	1
固定資産	227,714	固定負債	55,689
有形固定資産	17,906	長期借入金	44,781
建物	6,317	繰上り税金負債	10,900
構築物	233	環境対策引当金	3
機械及び装置	612	長期預り保証金	4
車両運搬具	30		
工具、器具及び備品	523		
土地	10,187		
建設仮勘定	0		
無形固定資産	1,970	負債合計	70,977
ソフトウェア	1,477	(純資産の部)	
その他	493	株主資本	160,123
		資本金	31,733
		資本剰余金	32,920
投資その他の資産	207,838	資本準備金	32,920
投資有価証券	44,862	利益剰余金	100,472
関係会社株	113,275	利益準備金	5,206
出資	6	その他利益剰余金	95,265
長期貸付金	45,088	固定資産圧縮積立金	5,350
破産更生債権等	3,457	別途積立金	46,314
長期前払費用	0	繰上り利益剰余金	43,600
前払年金費用	3,968		
その他	526	自己株式	△5,002
貸倒引当金	△3,346	評価・換算差額等	18,962
		その他有価証券評価差額金	18,962
		新株予約権	164
		純資産合計	179,250
資産合計	250,227	負債純資産合計	250,227

損益計算書

(平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
関係会社受取配当金	7,116	
業務受託料	4,877	
経営指導體料	2,579	
資産賃貸料	701	
その他	132	15,407
営業費用		8,206
営業利益		7,201
営業外収益		
受取利息	284	
受取配当金	925	
その他	29	1,238
営業外費用		
支払利息	313	
その他	15	329
経常利益		8,110
特別利益		
固定資産売却益	12	
投資有価証券売却益	86	
関係会社整理損失引当金戻入益	212	
その他	20	331
特別損失		
固定資産除売却損	19	
投資有価証券売却損	36	
関係会社株式売却損	35	
関係会社株式評価損	149	
その他	1	241
税引前当期純利益		8,200
法人税、住民税及び事業税	70	
法人税等調整額	271	341
当期純利益		7,858

株主資本等変動計算書 (平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	31,733	32,920	0	32,920	5,206	5,429	46,314	40,334	97,285
当期変動額									
剰余金の配当								△4,671	△4,671
固定資産圧縮積立金の取崩						△79		79	-
当期純利益								7,858	7,858
自己株式の取得									
自己株式の処分			△0	△0				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	△0	△0	-	△79	-	3,266	3,187
当期末残高	31,733	32,920	-	32,920	5,206	5,350	46,314	43,600	100,472

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△4,992	156,946	17,480	17,480	95	174,521
当期変動額						
剰余金の配当		△4,671				△4,671
固定資産圧縮 積立金の取崩		—				—
当期純利益		7,858				7,858
自己株式の取得	△12	△12				△12
自己株式の処分	1	1				1
株主資本以外の 項目の当期 変動額（純額）			1,481	1,481	69	1,551
当期変動額合計	△10	3,177	1,481	1,481	69	4,728
当期末残高	△5,002	160,123	18,962	18,962	164	179,250

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年2月13日

東洋インキSCホールディングス株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桃 木 秀 一 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 井 淳 一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋インキSCホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋インキSCホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年2月13日

東洋インキSCホールディングス株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桃 木 秀 一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 井 淳 一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋インキSCホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成29年12月31日までの第180期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成29年12月31日までの第180期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年2月13日

東洋インキSCホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 住山 政 弘 ㊟

常勤監査役 大 湊 満 ㊟

常勤監査役 石 川 隆 ㊟

監 査 役 降 矢 祥 博 ㊟

監 査 役 池 上 重 輔 ㊟

(注) 常勤監査役大湊満、監査役降矢祥博及び池上重輔は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以上

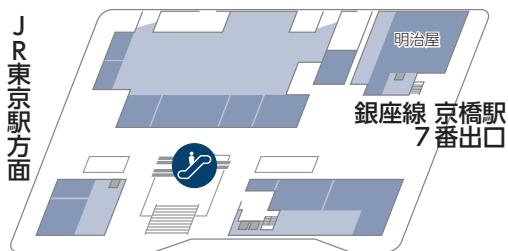
株主総会会場ご案内略図

会場

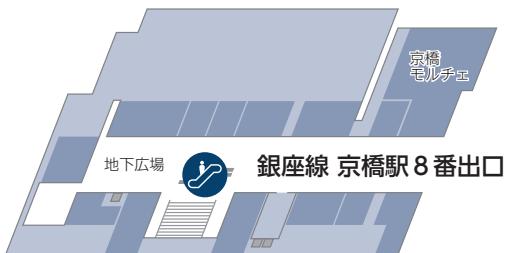
<本社>京橋エドグラン29階
 東京都中央区京橋二丁目2番1号
 当社29階会議室 電話03 (3272) 5731

フロアマップ

1階



地下1階



- ① 地下1階または1階からエスカレーターで3階オフィスエントランスホールまで上がり、3階から22階直行エレベーターにお乗りください。
- ② 22階スカイロビーでエレベーターを乗り換えて29階総合受付までお越しください。



交通のご案内

- JR 東京駅八重洲南口 徒歩5分 (1階)
- 東京メトロ銀座線京橋駅 8番出口直結 (地下1階)
- 東京メトロ有楽町線銀座一丁目駅 7番出口 徒歩5分 (1階)
- 都営浅草線宝町駅 A7出口徒歩3分 (1階)